たな卸資産管理規程

第 １ 章 総 則

（目 的）

この規程は、会社のたな卸資産の受払その他の管理について、そ

の方針と基準を示すとともに、業務の円滑な遂行を図ることを目的する。

（たな卸資産の定義）

前条に規定するたな卸資産とは、他社から購買した仕入れ商品で

あり、会社でその品質・機能・外装等に加工を加えないで販売の用に供する物品をいう。

（たな卸対象商品の管理区分）

商品は、次の管理区分にしたがって管理する。

（１）商品の良品は、その品質・機能・外装等が全く正常の状態にあ

り、即時販売可能な商品をいう。

（２）商品の不良品は、その品質・機能・外装等のいずれかが正常の

状態になく、即時販売可能でない商品をいい、当該商品がその状態につき正常に復元されたときは、直ちに良品として管理されなければならないものとする。

（改 廃）

この規程の改廃は、商品管理部長が立案し、商品本部長と協議の

うえ、社長が決裁する。

第 ２ 章 たな卸資産の管理

（管理責任者）

各たな卸資産については、次のとおり管理責任者を定める。

（１）商品の管理全般に関する総括管理責任者は、商品管理部長とす

る。

（２）商品管理部以外の各部および各店舗においては、各保管場所ご

とに部長および店長を管理責任者とする。

（管理責任者の職務）

管理責任者は、たな卸資産の受払および保管について所属担当者

を指揮監督し、たな卸資産の完全なる管理の責に任ずるものとする。

（不良たな卸資産の報告）

管理責任者は、現品の保管を厳格にして死蔵品を生じないよう配

慮するとともに、紛失・盗難・毀損・変質・陳腐化および計算違い等の防止に努めなければならない。

（損害の予防）

総括管理責任者は、盗難および火災等による損害に備えるため、

常時たな卸資産に適正な保険を付するものとする。

第 ３ 章 たな卸資産の受払

（たな卸資産の受払義務）

たな卸資産は、当該管理単位ごとに受払簿を設け、入庫および出

庫に関する継続記録を行うとともに、常に受払および残高の数量・単価を明確にし、これを現品と突き合わせなければならない。

２．前項の場合において、受払の作成はコンピュータ処理を原則とす

るほか、正規の受払記録担当者の作成による手計算処理によることもできるものとする。

３．前２項の継続記録法によるたな卸資産管理のほか、在庫数量・在

庫金額・入出庫数量など会社の財務内容に与える重要性の観点から

期末実地たな卸法による管理を行うことができる。

（検収・仕入計上）

第１０条 たな卸資産の検収および仕入計上は次のとおりとする。

（１）たな卸資産の仕入れは、検収の完了によって計上する。

① 検収とは、入庫品を納品書またはこれに類する書類と照合し、

数量・品質・規格等を点検することをいう。

② 仕入れとは、買入債務が発生し、そのたな卸資産を受払簿に

受入計上することをいう。

（２）検収品の仕入計上は、その検収事業所が担当し、その検収結果

を当該総括管理部門に速やかに報告しなければならない。

（事業所間の回送）

第１１条 事業所間の回送出庫を行う場合は、正規の回送伝票を使用し、た

な卸資産の移管については入庫事業所がその回送品の入庫手続を完了した時点とする。

（不良たな卸資産の廃却）

第１２条 たな卸資産につき、劣化品・不良品・陳腐化品等の不良たな卸資

産の廃却については稟議規程によるものとする。

（たな卸の責任者）

第１３条 たな卸実施の責任者は、総括管理責任者とし、立会監査に関する

総括責任者は経理部長とする。

（たな卸の方法）

第１４条 たな卸は、中間期末および期末に行う期末たな卸と、必要に応じ

て行われる随時たな卸がある。

２．前項のうち、期末たな卸はすべて実地たな卸とする。ただし、当

該商品で社外に保管を依頼しているものについては、帳簿上の預け先からの残高証明書（在庫証明書）をもって実地たな卸に代えることができるものとする。

（たな卸の範囲）

第１５条 前条の規定にかかわらず、たな卸は全点たな卸を原則とする。

（たな卸の立会監査）

第１６条 経理部長は、総括管理責任者と協議して立会監査団を編成のうえ、

期末たな卸は必ず立会監査を行うとともに、随時たな卸についても必要に応じて立会監査を行わなければならない。

２．前項の場合、立会監査団員はたな卸資産受払記録担当者以外の者

で編成されるものとし、立会監査対象事業所の決定は経理部長が行うものとする。

（たな卸差額）

第１７条 実地たな卸の結果、たな卸資産に過不足が生じた場合、管理責任

者はたな卸差異報告書を作成し、その差異理由および対策を付して総括管理責任者に報告しなければならない。

２．前項の場合の総括管理責任者は、経理部長とし、その内容を審議

のうえ、社長の決裁を経て速やかに帳簿たな卸高を修正しなければならないものとする。

第 ４ 章 たな卸資産の価額

（評価方法）

第１８条 たな卸資産の期末における評価の方法は、○○法による○○法と

する。

（滞留たな卸資産の管理）

第１９条 たな卸資産は、その滞留の状況に応じて履歴管理を行い、その管

理は滞留期間を６カ月ごとに区分して行うものとする。

（滞留たな卸資産の処理）

第２０条 滞留たな卸資産は、総括管理責任者の指示により各管理責任者に

おいて、販売・転用など処理の促進に努めなければならない。

（陳腐化商品の評価）

第２１条 滞留商品のうち、通常の方法では販売または使用に耐えないこと

が明らかである場合で直ちに廃棄処分を行う必要がないと認められるときは、その評価を切り下げるものとする。

（付 則）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。